

平成30年度第2回富里市介護保険運営協議会

招集年月日	平成31年12月21日(金)	
招集の場所	市役所3階第3会議室	
開会・閉会の時間	開会 平成30年12月21日14時00分	
	閉会 平成30年12月21日15時05分	
◎会長 ○副会長	氏名	出欠等の別
	高崎啓子	○
	佐々木佳代	○
	池原富貴夫	○
	石川政江	○
	◎宮川朱実	○
	丹さく子	○
	我妻道生	○
	○土屋亮太	○
	小川たか子	○
福井佐智子	○	
事務局	部長	尾崎 正尚
	課長	金杉 章子
	副主幹	池内 実
	副主幹	押切 功
	主査補	水越 知子
	主査補	南 直志
議題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

平成30年度第2回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 平成30年12月21日（金）

午後2時から

場 所 市役所3階第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の将来推計値追加について
- (2) 富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について
- (3) 地域密着型サービス整備事業者募集について
- (4) 富里市指定居宅介護事業者等指導及び監査実施要綱について

4 報告事項

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画実績報告について
- (2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告（分科会①報告）
- (3) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告（分科会②報告）

5 そ の 他

6 閉 会

- 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - 4 報告事項
 - 5 そ の 他
 - 6 閉 会
-

1 開会 ⇒ 事務局より

2 会長あいさつ（宮川会長）

※議題に入る前に、傍聴希望者有無確認。傍聴希望者0人。

3 議 題

（1）富里市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の将来推計値の追加について

（事務局）今回の将来推計値の追加につきましては、2025年度における将来推計値として「認知症高齢者数」と「必要となる介護人材の数」を新たに計画に追加するものです。

なお、この推計値につきましては、平成30年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標 に使用することにより、交付金の確保に資するものでございます。

算出方法といたしましては、認知症高齢者数につきましては、第7期介護保険事業計画の将来推計の「65歳以上高齢者数」に厚生労働省が示している、「65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計」の認知症有病率の平均値を乗じて「認知症高齢者数」を推計したものです。

また、必要となる介護人材の数につきましては、厚生労働省が配布しております「介護人材需給推計ワークシート」がございまして、そのシートに本市の年齢階層別の40歳以上の人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所による平成25年人口推計値）を用いて介護サービス受給者数を推計したのち、「全国におけるサービス受給者100人あたりの介護職員数（配置率）」を乗じて「必要となる介護人材の数」を推計したものです。

（委 員）委員の意見なし

（2）富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について

（事務局）今回ご説明します第8期計画については、平成30年3月に策定した高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画が平成32年度に最終年度を迎えることから、これまでの取り組みや各種介護事業目標値の達成度について評価を行い、客観的に情報を解析するとともに、介護予防・日常生活圏域ごとの市民の意向調査等を行い計画の見直しを図るものです。なお策定期間は平成30年度から32年度までとし、計画期間は平成33年度を初年度として平成35年度までの3か年といたします。

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画（高齢者保健福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画の2つの計画を一体的にまとめて策定を行います。

また、本計画は高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる地域コミュニティの形成を目指すことが重要であり、様々なニーズなど調査により把握し、現状分析や施策の検討を行い、市の実状や地域特性を十分踏まえて策定をする必要があることから、本業務の業者の選定にあたっては、高齢者福祉や保健福祉分野の幅広い施策や支援のあり方を熟知していることが重要で、調査・分析能力や技術力に長け、更に企画力や創造性にも富み、適格に将来推計を算出し、当市の実状にあった計画策定ができる業者である必要がございます。

さらに、本業務については、市との十分な連携を求めるものであり、委託業者決定に際しては、業者の意欲・姿勢も考慮すべきものと考えます。よって、委託料の多寡のみによる競争入札とするのではなく、価格と価格以外の要素を総合的に評価する「総合評価落札方式」に準じることとし、随意契約とはなるものの、公募型企画提案（プロポーザル方式）に見積り価格を加味する方法により選定することが適当であると判断いたしました。

その業者選定にあたり、計画策定業務委託業者選定委員会規程を策定いたしました。具体的には、企画提案等に参加する業者の選定基準や評価方法を定め、委員会の委員は、健康福祉部長、財政課長、高齢者福祉課長、社会福祉課長、国保年金課長、健康推進課長の6名をもって組織し、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康福祉部長、副委員長には財政課長の職にある者をもって充て、委員会は、委員長が招集し、委員長が議長といたします。以上が主な内容となっております。

最後に、策定のスケジュールでございますが、まず、今年度は介護認定をお持ちの方を対象とした在宅介護調査のアンケート調査を開始しておりまして、約1年かけて介護認定を更新する認定調査に併せて実施いたします。2年目の平成31年度は、65歳以上の元気な高齢者を対象とした住民意識調査を7月頃から行い、計画骨子案の作成までを予定しています。最終年でありませぬ平成32年度ですが、平行して第7期計画の評価・分析も行いながら、第8期計画の素案作成、事業量や保険料算定を踏まえ、パブリックコメントを経て、平成33年3月に完成を迎える予定でございます。

(委員) 第7期計画策定では、委託業者との関係で苦労したと伺っているが、プロポーザル方式で選定する場合、一定レベルの業者、例えば、千葉県内とか、富里市内に限らないよう幅を持って範囲を広げていくのか。

(事務局) 方法といたしまして、まず富里市入札参加資格者名簿の登録されている事業者であって、そこから業種大分類の「調査・計画」に該当し、業種中分類で「健康・福祉計画」に登録のある事業者を対象といたします。さらに、第6期及び第7期計画において、千葉県内の市町村2つ以上の策定実績がある事を参加条件とする予定です。

(事務局) これまでは、計画策定期間を2年間で行ってききましたが、今回第8期計画策定に関しては、過去の在宅実態調査アンケートの郵送による方法を改め、介護認定更新を迎える方の認定調査時、聞き取りにより実施するよう国から指針が出てまいりました。そうしますと、ある程度の件数を得るには約1年の期間が必要となり、認定調査時の聞き取りと方法が変わり、今までの1ヶ月程度の郵送方法ではございませんので、前倒しして本年度を含め3年をかけて策定することに決定いたしました。そのうえで、策定期間も長いですし国の示している見える化システムを活用し、富里市の分析を行って、今後必要なサービスを決めて事業量、例えば事業所数や必要な介護人材も含め、適正

な介護保険料を算出させていただく流れとなります。以上のような事を踏まえ、本日の運営協議会を開催する前に公募型プロポーザル方式で選定する事を決定させていただきました。選定にあたっては、富里市の計画をどう策定していくか、富里市の実情をどの程度理解しているか、富里市の計画をどれだけ充実した計画をつくる力量があるか等を重視し、3年間でしっかりとした計画と一緒に策定していける事業者を選定してまいりますのでご理解よろしくをお願いいたします。

(3) 地域密着型サービス整備事業者募集について

(事務局) 今回の募集は第7期計画中に、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をそれぞれ1箇所設置する予定のものです。公募に関する市ホームページ公開は、平成31年3月8日を予定し、応募受付期間を4月1日から5月15日を予定、業者選定を5月下旬頃といたします。

(委員) 委員の意見なし

(4) 富里市指定居宅介護事業者等指導及び監査実施要綱について

(事務局) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年度より、市町村に移管されたことにより、該当する介護保険施設等に対して、富里市が行う指導及び監査について必要な事項を定めるための要綱案でございます。

まず、指導については、介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とし、指導の形態は、「集団指導」及び「実地指導」の2つの方法で行います。また、毎年度、指導実施計画を作成することや指導の実施方法、監査への変更等について明記いたしました。

次に監査でございますが、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としています。さらに、監査対象の選定基準を定め、監査実施通知や方法、結果通知等について明記いたしました。

また、改善が図られない場合は、勧告・命令・指定の取消の各段階の対応についても記述し適正な監査業務が行えるための実施要綱案となっております。

(委員) 現在での指導・監査の対象となる事業者はいくつあるか。

(事務局) 居宅介護支援事業者で12箇所、地域密着型サービス事業者で9箇所あります。

※議題が終了し、事務局からの報告事項に移る。

4 報告事項

(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画実績報告について

(事務局) 説明【報告事項1・添付資料参照】

(委員) 委員の意見なし

(2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告(分科会①報告)

(分科会会長) 説明【報告事項2・添付資料参照】

(委員) 委員の意見なし

(3) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告（分科会②報告）

（分科会長）説明【報告事項3・添付資料参照】

（委員）委員の意見なし

5 その他

6 閉会